

# システム情報工学研究科修士論文等の審査等に関する内規

〔平成18年6月14日〕  
システム情報工学研究科運営委員会  
改正 平成26年 3月 5日  
改正 平成28年12月 7日

(趣旨)

- 第1条** この内規は、筑波大学学位規程（以下「学位規程」という）及び筑波大学学位論文審査委員会に関する法人細則に基づき、システム情報工学研究科博士前期課程の修了要件を満たすものとして修士の学位の授与を受けようとする者（以下「修士申請学生」という。）の修士論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2** 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究報告書」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(学位論文審査委員会)

- 第2条** 修士論文の審査及び最終試験又は学力の確認（以下「論文審査等」という。）を行なうため、研究科運営委員会に学位論文審査委員会を置く。

(修士論文審査の願出)

- 第3条** 修士申請学生は、学位規程第4条の規定による必要書類及び論文公正に関する確認書（別記様式第1号）を添え、研究科長に審査を願出するものとする。

(修士論文審査の手続き)

- 第4条** 研究科長は、修士論文の審査願を受理したときは、論文審査等を、該当する審査委員会に付託する。

- 第5条** 最終試験は、修士論文及びその関連分野について、口述又は筆記により行なうものとする。

(修士論文審査の申請資格)

- 第6条** 修士論文審査は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、かつ筑波大学大学院学則に基づくシステム情報工学研究科細則（以下「本研究科細則」という。）第18条に規定する研究科が定める所定の科目についてシステム情報工学研究科における教育課程の編成に関する細則に従って、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者について行う。

(早期終了)

- 第6条の2** 前条1号にかかわらず、本研究科細則第18条第1項ただし書きの規定の者にあつては、筑波大学大学院学則第44条第1項を適用し、別途定める大学院学則第44条第1項適用者の学位審査についての要件を満たす者とする。

(修士論文審査合格の要件)

- 第7条** 修士論文審査合格の要件は、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格することとする。

(学長への報告)

- 第8条** 研究科長は、博士前期課程の修了要件を満たすものの認定について、研究科が定める修得単位並びに学位論文審査委員会から報告された修士論文の審査及び最終試験の結果に基づき、研究科運営委員会の議を経て、学長に報告する。

(修士の学位授与)

- 第9条** 学長は、前項の報告に基づき、博士前期課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士の学位を授与する。

附 記

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

附 記

この内規は、平成26年3月5日から施行する。

附 記

この内規は平成28年12月7日から施行する。

論文公正に関する確認書  
Statement of Research Ethics

システム情報工学研究科長 殿

To: Provost, Graduate School of Systems and Information Engineering

私は、提出した学位論文について、研究不正行為（捏造、改ざん及び盗用等）は行っておりません。

I confirm that there is absolutely no breach of research ethics (fabrication, falsification and plagiarism) on the submitted thesis.

論文題目

Title of the thesis \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

指導教員

Supervisor \_\_\_\_\_

年 月 日

Date: (Year, Month, Day)

専攻名

Name of Graduate Program \_\_\_\_\_

学籍番号

Student ID Number \_\_\_\_\_

氏名(自署)

Name (Signature) \_\_\_\_\_

---

当該学位論文を剽窃チェックツール (iThenticate) により調査しました。

年 月 日

指導教員(自署) \_\_\_\_\_